
第 3 期南陽市行政経営指針

〈令和 3 年度～ 7 年度〉

山形県南陽市

令和 3 年 4 月

目次

第Ⅰ章 経過と目的	1
1 経過と目的	2
第Ⅱ章 現状と課題	3
1 財政状況の課題	4
2 義務的経費の増加	6
3 特別会計繰出金及び負担金の増大と公共施設の維持管理	7
4 頻発・激甚化する災害や経済危機への対応	8
5 多様化する市民ニーズと業務の複雑・繁忙化	10
6 まとめ	10
第Ⅲ章 基本的な考え方	11
1 第3期行政経営指針の目標	12
2 第3期行政経営指針の設定期間	12
3 指針の進捗管理	12
第Ⅳ章 行政経営の指針	13
1 行政経営の3つの指針	14
2 指針に基づく取組（体系）	14
3 指針に基づく具体的な取組	15

第 I 章

経過と目的

1 経過と目的

本市は、昭和 60 年に行政改革大綱を定めて以来、長年にわたり行財政の適正化に取り組んでまいりました。

行政改革大綱では、行政組織の見直しや効率化に取り組み、さらに平成 19 年度からの行財政改革大綱では、財政状況の改善を主な目標に加え、不断の改革を実施してきました。

また、平成 27 年度からは、行革の名称を「行政経営指針」に変更し、これまでの取組に加えて、行政サービスの質の向上やＩＣＴ化の推進、幅広い行政ニーズへの対応など、行政全体の改善を目指すとともに、3 年ごとに指針を見直してきました。

行革に対する国の方針としては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月閣議決定）が示されており、それを踏まえ総務省より発出された「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（平成 27 年 8 月総務大臣通知）では、『厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ＩＣＴの徹底的な活用や、民間委託等の推進などによるさらなる業務改革の推進が必要』とされていることから、行革の更なる推進が求められております。

以上のことから、財政状況の改善や行政の効率化等には今後も全庁的な体制で継続して取り組む必要があるため、ここに第 3 期行政経営指針を策定するものです。

【南陽市の行財政改革等の取組（経過）】

策定年月	取組名称
昭和 60 年 11 月	南陽市行政改革大綱
平成 8 年 8 月	南陽市行政改革大綱（第 2 次）
平成 14 年 3 月	南陽市行政改革大綱（第 3 次）
平成 19 年 3 月	南陽市行財政改革大綱
平成 22 年 4 月	南陽市行財政改革大綱（第 2 次）
平成 27 年 3 月	第 1 期南陽市行政経営指針 [H27-H29]
平成 30 年 3 月	第 2 期南陽市行政経営指針 [H30-R2]

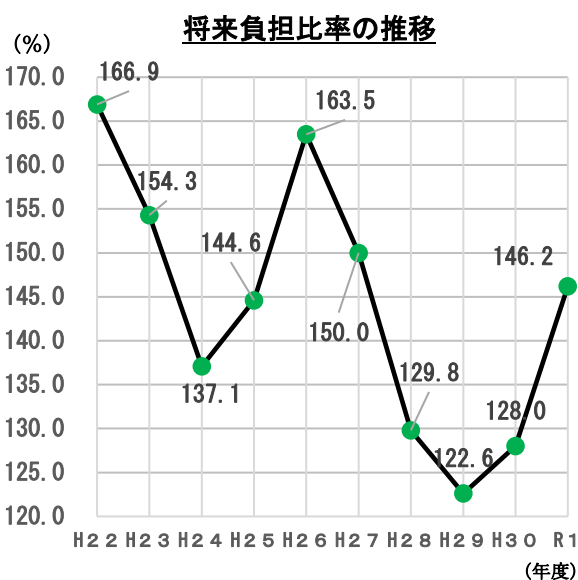
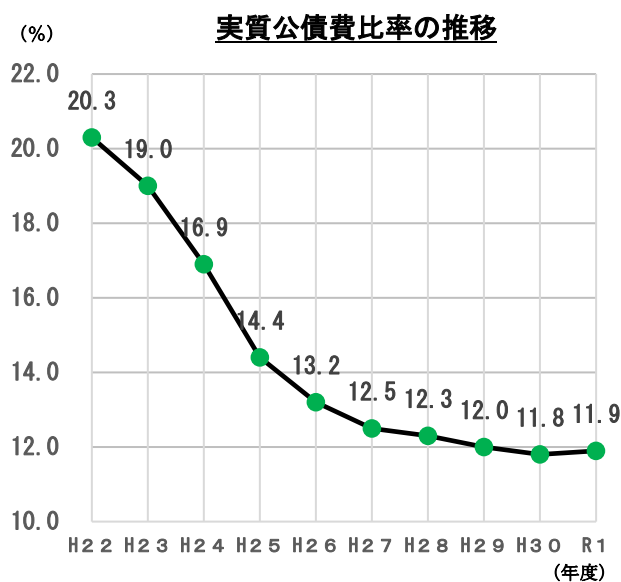
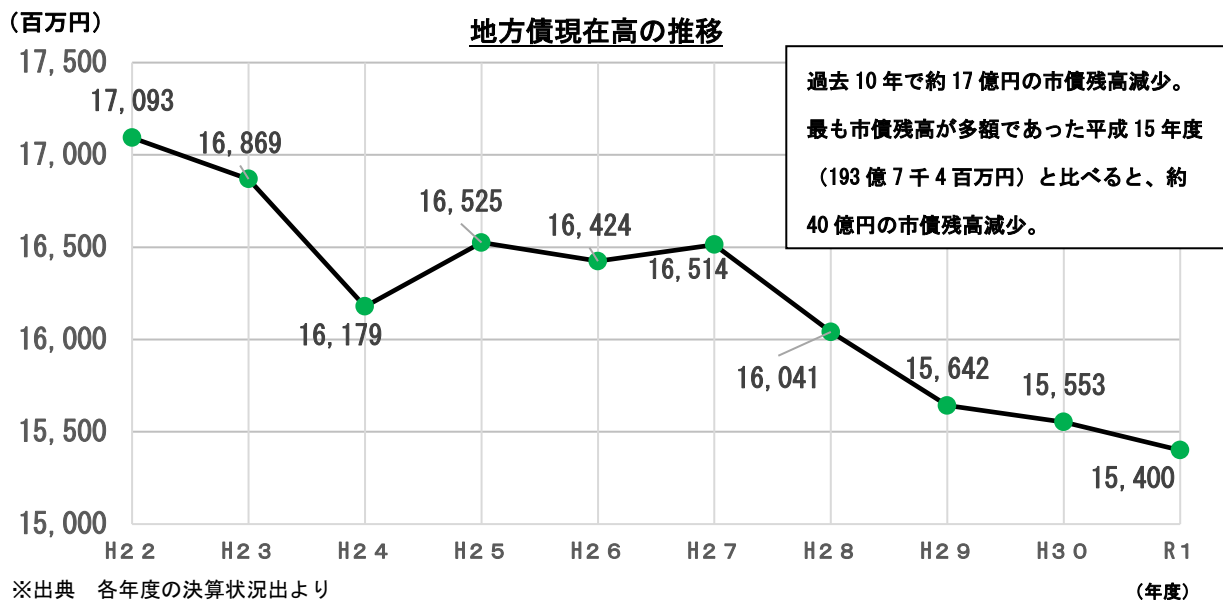
※昭和 60 年の行政改革以降、状況に応じた行財政の適正化に取り組んでいます

第Ⅱ章

現状と課題

1 財政状況の課題

長期にわたり取り組んだ行財政改革を通じて、事業の見直しや事務事業の効率化等を行った結果、市債残高の減少、各種財政指標の改善など、一定の成果を挙げることができました。

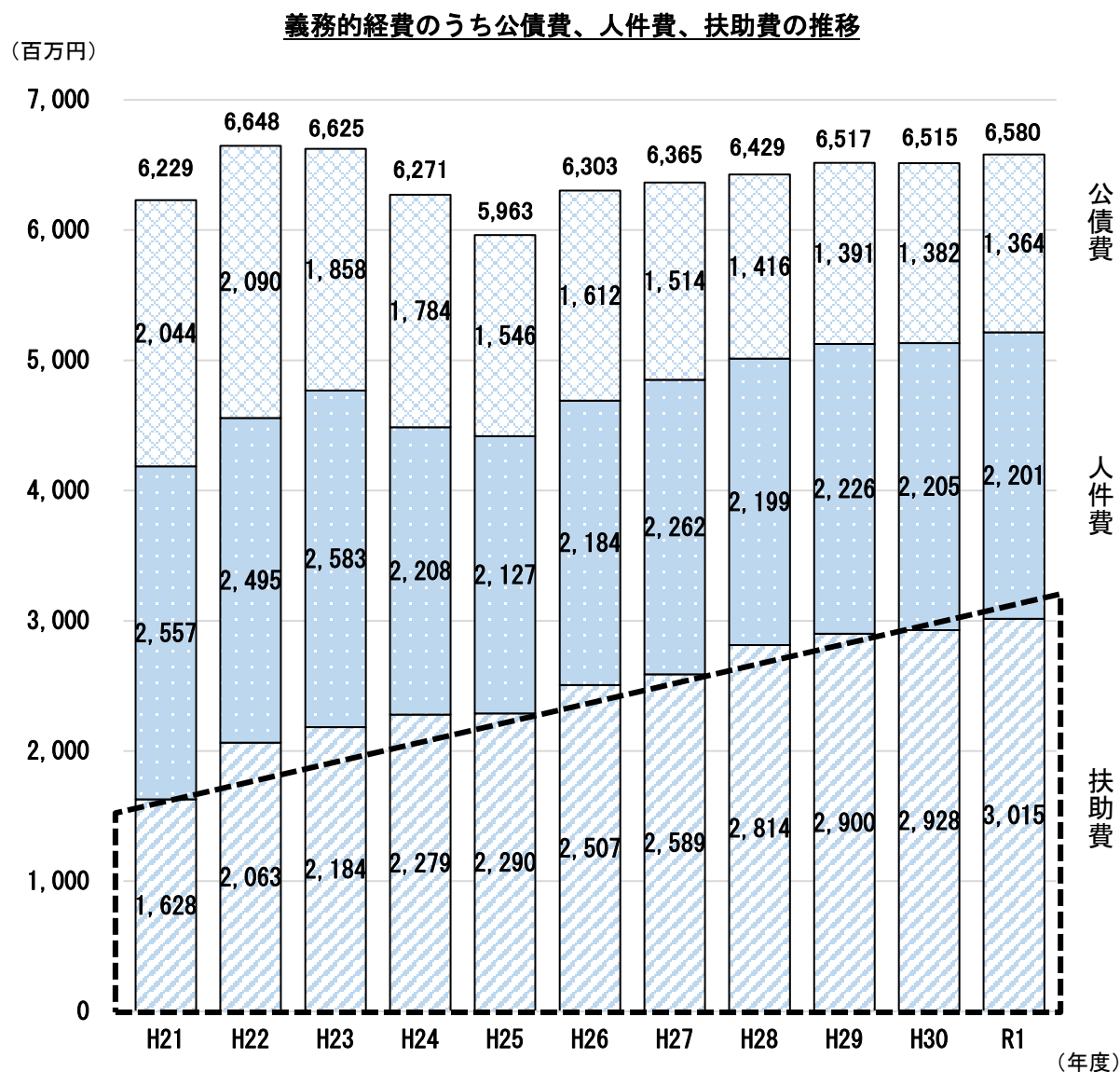


実質公債費比率＝地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財源規模に対する割合で表したものの。
市の収入のうち、どの程度借金を返済したかを示す。
将来負担比率＝地方公共団体の借入金など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。
市の借金が、市の収入の何年分になるかを示す。

2 義務的経費（公債費、人件費及び扶助費）の増加

これまで取り組んできた行財政改革にて、市債残高減少と職員数の削減に取り組んだことで、公債費と人件費は減少傾向にあります。一方で、扶助費（高齢者、障がい者福祉や子育て支援、生活保護費等）については、高齢化や地方経済の疲弊を反映し増大しています。

これまでは、扶助費の増加を公債費や人件費の減少により吸収してきましたが、近年はそれが難しく、徐々に義務的経費総額が増加している状況です。



※出典 各年度の決算状況 性質別歳出より

3 特別会計繰出金及び負担金の増大と公共施設の維持管理

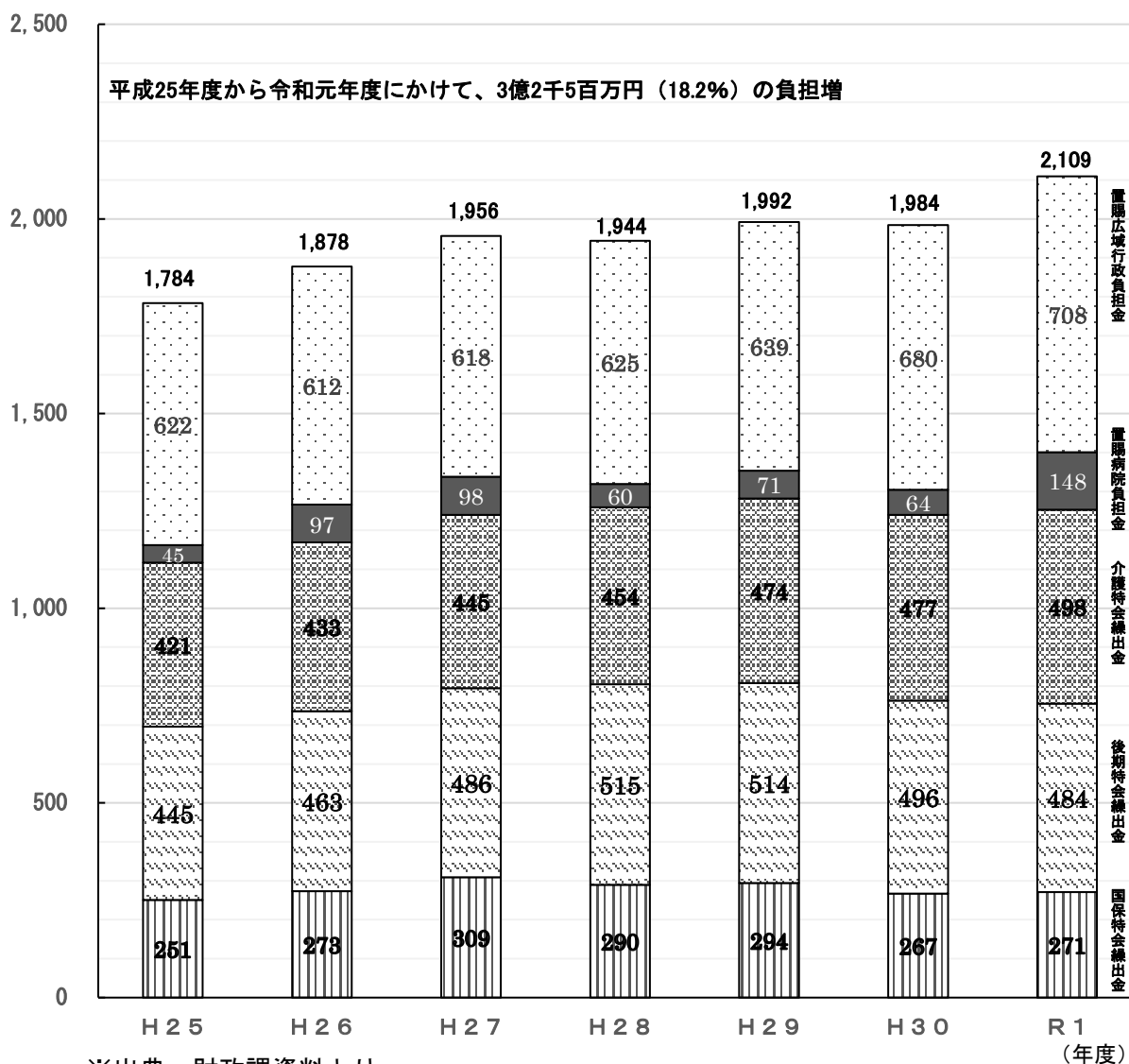
医療の高度化、要介護者の増加や高齢化の進展により、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計への繰出金は増え続けています。

また、行政事務の広域化により、置賜広域病院企業団負担金、置賜広域事務組合負担金も年々増加しております。

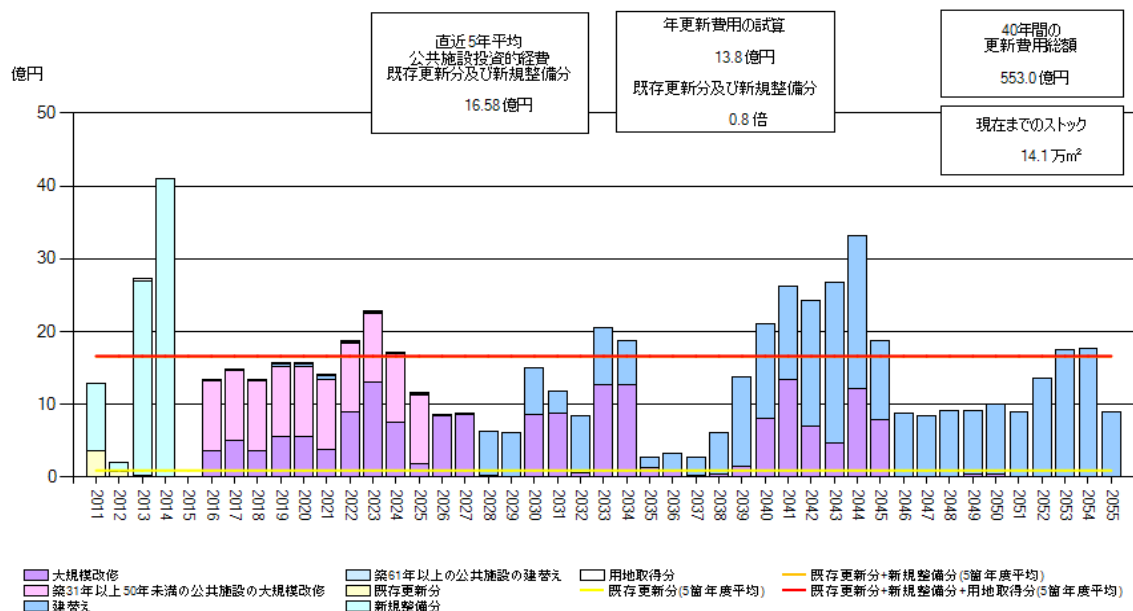
これら繰出金・負担金は、その殆どを一般財源で措置しなければならないため、財政状況への影響は甚大です。さらに、繰出金及び負担金は少子高齢化社会を反映し今後も増え続けることが予測されるため、それを補うためにはより一層の歳出削減や新たな財源の確保が必須です。

(百万円)

特別会計繰出金及び広域行政負担金推移



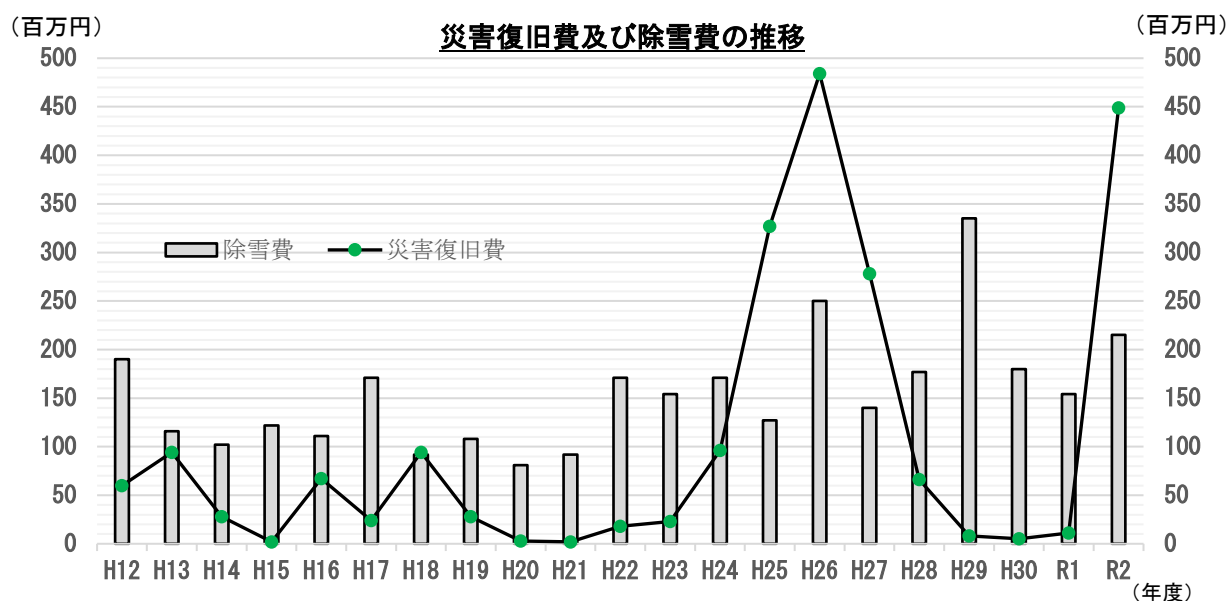
市内の公共施設・インフラ資産の維持管理については、南陽市公共施設等総合管理計画を策定しており、全ての公共施設を更新（改修）した場合、更新に必要な費用は年平均 13.8 億円にも上ります。今後は、更新費用の逡減のため、効率的な施設の運用や施設の統廃合による施設面積の削減が必要です。



※出典 財政課資料より

4 頻発・激甚化する災害や経済危機への対応

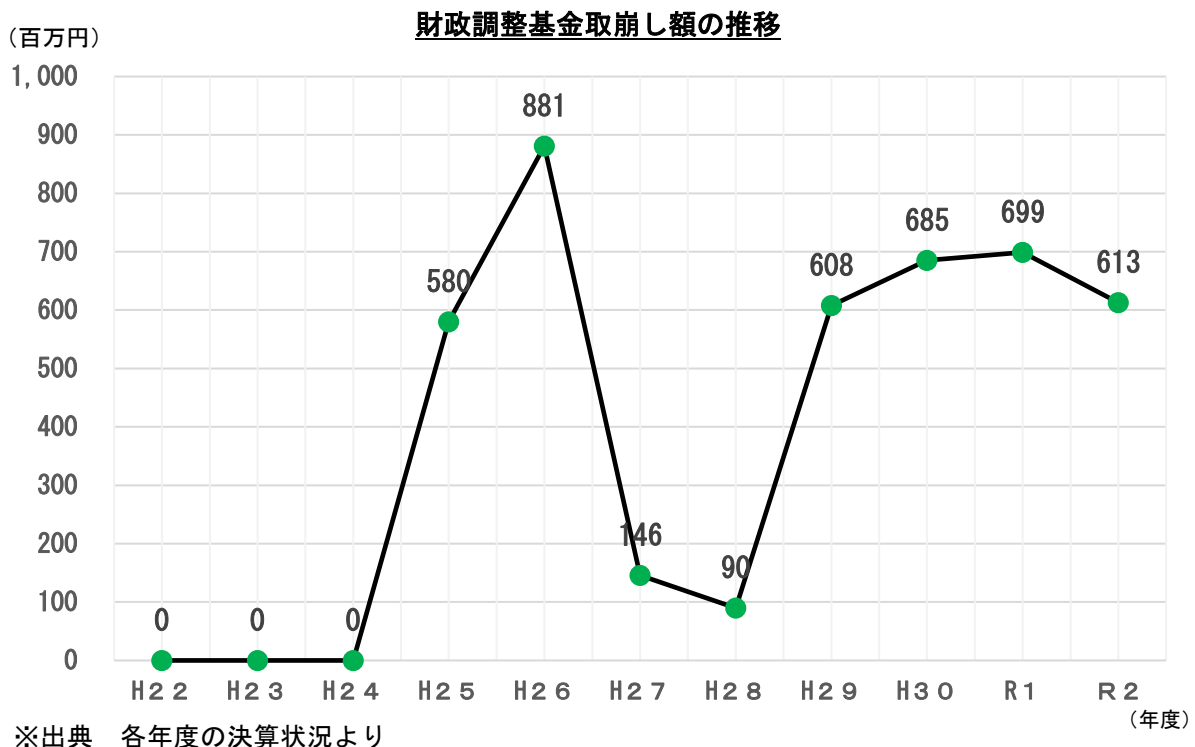
本市は、平成25年、26年と立て続けに水害を経験し、復旧、復興のために多額の災害関連経費を要しました。また、近年はきめ細やかな除雪を求める市民ニーズの高まりや労務単価の上昇により、除雪費も増加傾向にあります。



※出典 建設課資料及び財政課資料より（令和2年度数値は令和3年2月時点の予算額）

新型コロナウイルスの流行に端を発した令和2年の経済危機では、市民生活の安定と市内の産業を守るため、多額の財政支出が必要となりました。

頻発する災害や甚大な影響を及ぼす経済危機に備えて、財政調整基金を始めとした各種基金の積み増しを図る必要がありますが、近年は基金を取り崩しながらの厳しい財政運営状況にあります。



【財政調整基金取り崩しの主な事由】

平成25年度：文化会館整備事業による

平成26年度：文化会館整備事業による

平成27年度：当初予算のため

平成28年度：当初予算のため

平成29年度：当初予算（363百万円）及び除雪費（150百万円）のため

平成30年度：当初予算のため

令和元年度：当初予算のため

令和2年度：当初予算（474百万円）及び新型コロナウイルス感染症対応（159百万円）のため

※令和2年度は令和2年12月現在額

5 多様化する市民ニーズと業務の複雑・繁忙化

社会の成熟に伴い、生活の質の向上や精神的な豊かさの充足が求められるなど、個人の生活スタイル・価値観の多様化が進んでいます。また、ＩＣＴ（情報通信技術）の急速な発展・普及によって、どこでも、誰にでも、容易にインターネットから情報の収集・発信ができるようになりました。スマートフォンを含むモバイル端末全体の普及率は95.7パーセントに達しており（※2018年 総務省「通信利用動向調査」より）、市民サービスにおいてもＩＣＴを活用した新たな手法（キャッシュレス決済や電子申請など）が求められるようになっていきます。

また、情報技術の発達や個人の多様化、少子高齢化の進展により、地域社会のつながりの希薄化が進んでいます。それにより、地域がこれまで担ってきた様々な公的役割が継続できない状況が起きつつあり、行政の役割は確実に拡大傾向にあります。

一方で、業務にあたる市職員数については、東日本大震災を機にマンパワーの必要性が強く認識され、近年はほぼ横ばいの状況です。限られた財源の中から人件費を増額することは非常に難しく、肥大化・複雑化する市民ニーズへ対応するためには職員一人一人がこれまで以上に創意工夫を凝らし、効率的に業務を執行しなければなりません。



6 まとめ

このように、南陽市をとりまく現状は極めて危機的であり、一寸の余裕もありません。これまでと同じ行政サービスは、これまでと同じやり方では提供し続けることができないこと、今すぐにでも行動を起こさなければならないことを、全ての職員が正しく理解し、積極的に各取組を行っていくことが必要不可欠です。

第三章

基本的な考え方

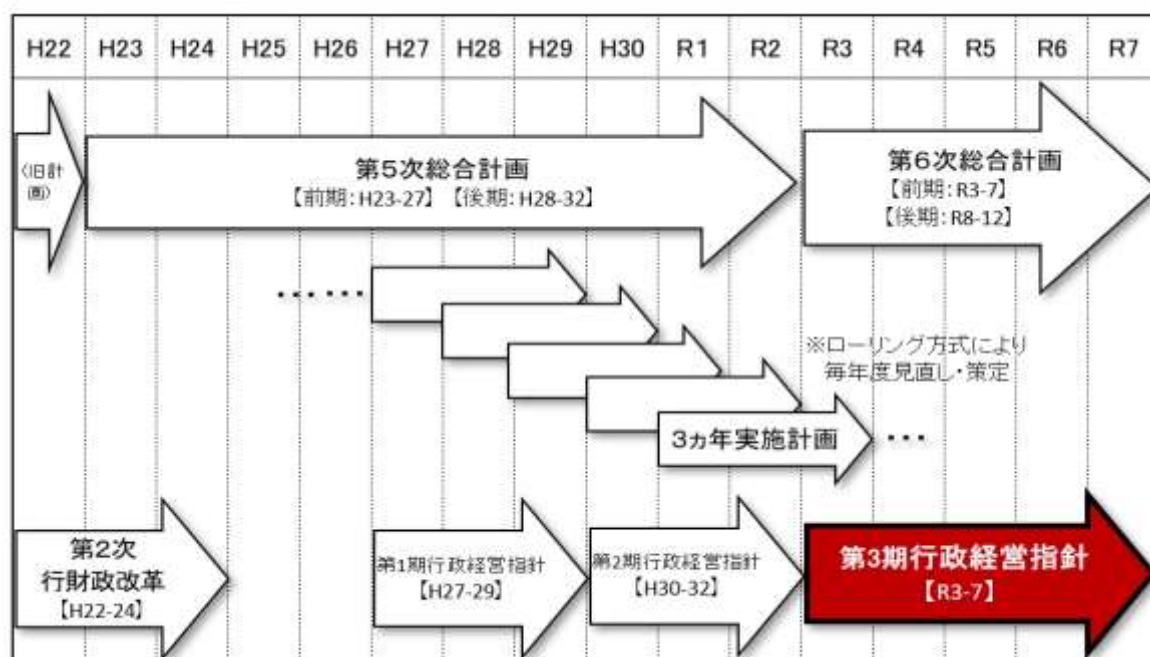
1 第3期行政経営指針の目標

現状と課題に鑑みると、将来的に自治体運営が行き詰まる可能性があります。様々な困難を乗り越え、安定した行政サービスを継続的に供給することは市町村に課せられた使命であることから、第3期行政経営指針では下記の目標に取り組むこととします。

行政サービスを継続的・安定的に供給し続けるための『経営体力』をつける

2 第3期行政経営指針の設定期間

これまでの行政経営指針は、取組期間を3年に設定しておりましたが、より中長期的な視野に立ち、腰を据えた取組を行うため、第3期行政経営指針の設定期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



3 指針の進捗管理

進捗管理については、各取組の主管課を対象とした随時の進捗管理やヒアリング等を実施するとともに、必要に応じて取組の追加や削除、目標の変更を行います。

また、年次の取組結果に対して、外部からの評価を検討するなど、指針の実効性を確保します。

第6次南陽市総合計画 = 市のグランドデザインとなる長期計画で、令和3年度から令和12年度までを計画期間としている。

第Ⅳ章

行政経営の指針と取組

1 行政経営の３つの指針

第３期行政経営指針は、これまでの広範な枠組みから行財政改革の原点に立ち返ることとし、以下の３つの指針に沿った取組を、職員一人ひとりが着実に実施することで、目標の達成を図ります。

（指針１）財務基盤の強化

健全な行政経営体質をつくります。

（指針２）行政経営の効率化

無駄を省いた効率的な活動を目指します。

（指針３）人材育成の促進

行政経営をマネジメントする人材を育成します。

2 指針に基づく取組（体系）

行政経営指針を実効力あるものとするため、指針に基づく各種取組を行います。また、取組を以下のように分類（細分化）し、取組概要については次頁以降のとおりとします。

【指針】	【分類】
指針１ 財務基盤の強化	① 健全な財政運営の確保 ② 地方債の抑制及び効果的な発行 ③ 財政状況の分析 ④ 市有財産の有効活用 ⑤ 公共施設の廃止及び統合
指針２ 行政経営の効率化	① 歳入の維持、確保 ② 歳出の抑制と効果的な執行 ③ ICTの活用による行政の効率化 ④ 行政運営の外部委託等 ⑤ 業務の効率化と取捨選択
指針３ 人材育成の促進	① 職員の能力開発 ② 職員のワークライフバランスの確保 ③ 職員のモチベーションアップ

3 指針に基づく具体的な取組

（指針１）財務基盤の強化

◆ 健全な財政運営の確保

【主な取組】

- ・ 財政調整基金、公共施設維持管理基金の確保
- ・ 財政運営に関する条例の制定

◆ 地方債の抑制及び効果的な発行

【主な取組】

- ・ 地方債残高の平準化
- ・ 有利な財源措置のある地方債の選択

◆ 財政状況の分析

【主な取組】

- ・ 決算分析、予算編成への財務諸表の活用

◆ 市有財産の有効活用

【主な取組】

- ・ 不要不急の資産の売却

◆ 公共施設の再編

【主な取組】

- ・ 公共施設等総合管理計画による施設マネジメントの実施
- ・ 人口構造や市民ニーズに合わせた施設の統廃合、機能移転・集約化

財政調整基金及び公共施設総合管理基金の積立額目標値について

- ・ 財政調整基金（残高）＝16 億円（標準財政規模の 20%程度）
- ・ 公共施設維持管理基金（毎年度の積立額）＝3.5 億円（10 年後に 13 億円程度の残高を確保）

健全化判断比率の数値目標について

総務省で定める以下の基準を下回ることを目標とする。

- ・ 実質公債費比率＝18.0 以下（地方債の発行にあたり制限を受けない基準）
- ・ 将来負担比率 ＝350.0 以下

（指針２）行政経営の効率化

◆ 歳入の維持、確保

【主な取組】

- ・ ふるさと納税額の目標管理
- ・ 本社機能を含む企業誘致の推進
- ・ 企業版ふるさと納税の活用
- ・ 市税等各種歳入の確保

◆ 歳出の抑制及び効果的な執行

【主な取組】

- ・ 多様な予算編成手法の導入

◆ ICTの活用による行政の効率化

【主な取組】

- ・ テレワークの導入検証事業
- ・ 行政システムの共通パッケージの利用
- ・ RPAの導入検証事業

◆ 行政運営の外部委託等

【主な取組】

- ・ 水道開閉栓業務の民間委託に係る効果検証
- ・ ふるさと納税業務に係る業務の民間委託の推進
- ・ 南陽市文化会館の指定管理の推進
- ・ 窓口業務の効率化の検討

◆ 業務の効率化と取捨選択

【主な取組】

- ・ 行政手続きにおける押印見直しの推進
- ・ 業務手順書の作成と更新
- ・ 業務効率化ワークショップの開催

（指針３）人材育成の促進

◆ 職員の能力開発

【主な取組】

- ・ 職員研修の計画に基づく実施

◆ 職員のワークライフバランスの確保

【主な取組】

- ・ 育児休暇の取得推進
- ・ 年次有給休暇の取得推進

◆ 職員のモチベーションアップ

【主な取組】

- ・ やりがい満足度調査の実施



南陽市

発行 令和3年3月

みらい戦略課企画調整係

〒999-2292 山形県南陽市三間通 436-1

TEL 0238-40-0248 FAX 0238-40-3242



<http://www.city.nanyo.yamagata.jp>



mirai1@city.nanyo.yamagata.jp